

北上市告示甲第26号

北上市若者向け空き家取得補助金交付要綱（令和4年北上市告示甲第41号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p data-bbox="286 651 900 683">北上市若者向け空き家取得補助金交付要綱</p> <p data-bbox="241 754 331 786">（趣旨）</p> <p data-bbox="185 810 1104 1153">第1 この告示は、市内の空き家の利活用を促進するとともに、空き家を利用した若者世代への住宅支援に資するため、市内に定住する意思を持って自ら居住するための空き家を購入する若者世代に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="241 1225 331 1257">（定義）</p> <p data-bbox="185 1281 1104 1361">第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="208 1385 365 1417">(1) [略]</p>	<p data-bbox="1227 651 1944 738">北上市若者<u>及び移住者</u>向け空き家取得補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1182 754 1272 786">（趣旨）</p> <p data-bbox="1126 810 2045 1201">第1 この告示は、市内の空き家の利活用を促進するとともに、空き家を利用した若者世代<u>及び移住者</u>への住宅支援に資するため、市内に定住する意思を持って自ら居住するための空き家を購入する若者世代<u>及び移住者</u>に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1182 1225 1272 1257">（定義）</p> <p data-bbox="1126 1281 2045 1361">第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="1149 1385 1305 1417">(1) [略]</p>

(2) 若者世代 この告示による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）であって、当該申請者又はその配偶者が、第7に規定する交付申請を行う日（以下「交付申請日」という。）の属する年度の前年度の末日において、満39歳以下であるものをいう。

(3) [略]

(4) [略]

（補助対象者）

第3 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 若者世代であって、登録空き家を自らが居住するために取得し、当該取得物件に補助金の交付を受けた日から起算して5年以上、継続して居住する意思を有している者であること。

(2)・(3) [略]

(2) 若者世代 第7に規定する申請者であって、当該申請者又はその配偶者が、第7の規定により交付申請を行う日（以下「交付申請日」という。）の属する年度の前年度の末日において、満39歳以下であるものをいう。

(3) 移住者 交付申請日において市に転入後4年以内である者又は転入を予定している者をいう。

(4) 子育て世帯 18歳未満の子（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（交付申請日において胎児である者を含む。）をいう。）を養育し、かつ、当該子と同居する者（当該子が胎児である場合にあっては、当該胎児を養育し、かつ、当該胎児と同居する予定である者）が属する世帯をいう。

(5) [略]

(6) [略]

（補助対象者）

第3 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 若者世代又は移住者であって、登録空き家を自らが居住するために取得し、当該取得物件に補助金の交付を受けた日から起算して5年以上、継続して居住する意思を有している者であること。

(2)・(3) [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) [略]

(2) 取得する登録空き家の所有者が、申請者又はその同一世帯の者の3親等以内の親族である場合

(3) [略]

(補助金の額)

第6 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7 申請者は、市長が定める日までに、北上市若者向け空き家取得補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住民票記載事項証明書(続柄が記載されたものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) [略]

(2) 取得する登録空き家の所有者が、補助対象者又はその同一世帯の者の3親等以内の親族である場合

(3) [略]

(補助金の額)

第6 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。ただし、補助対象者が子育て世帯に属する者である場合は、当該限度額に20万円を加算するものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、補助対象者が北上市空き家改修事業補助金交付要綱(令和2年北上市告示甲第27号)による子育て世帯を理由とした加算を受けている場合は、当該加算はしないものとする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める日までに、北上市若者及び移住者向け空き家取得補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 申請者の世帯全員の住民票の写し

(2)・(3) [略]

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北上市若者向け空き家取得補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときはその旨を、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、北上市若者向け空き家取得補助金交付請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 補助対象事業で取得した登録空き家に住所を変更した後の住民票記載事項証明書(続柄が記載されたものに限る。)

(4) [略]

様式第1号(第7関係)

[略]

北上市若者向け空き家取得補助金交付申請書

年度において、北上市若者向け空き家取得補助金の交付を受けたいので、北上市若者向け空き家取得補助金交付要綱第7

(2)・(3) [略]

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北上市若者及び移住者向け空き家取得補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときはその旨を、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、北上市若者及び移住者向け空き家取得補助金交付請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 補助対象事業で取得した登録空き家に住所を変更した後の世帯全員の住民票の写し

(4) [略]

様式第1号(第7関係)

[略]

北上市若者及び移住者向け空き家取得補助金交付申請書

年度において、北上市若者及び移住者向け空き家取得補助金の交付を受けたいので、北上市若者及び移住者向け空き家取

の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

[略]

1 若者世代該当者

[略]

2・3 [略]

4 [略]

5 [略]

様式第2号（第8関係）

[略]

北上市若者向け空き家取得補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度北上市若者向け空き家取得補助金について、次のとおり交付することに決定したので、北上市若者向け空き家取得補助金交付要綱第8の規定により通知します。

[略]

様式第3号（第10関係）

[略]

北上市若者向け空き家取得補助金交付請求書

得補助金交付要綱第7の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。なお、補助金の交付決定等に当たり、私及びその世帯員全員の住民票関連情報を市が関係機関と共有することに同意します。

[略]

1 若者世代該当者（※該当する場合のみ記載）

[略]

2・3 [略]

4 子育て世帯加算の有無 有 ・ 無

5 [略]

6 [略]

様式第2号（第8関係）

[略]

北上市若者及び移住者向け空き家取得補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度北上市若者及び移住者向け空き家取得補助金について、次のとおり交付することに決定したので、北上市若者及び移住者向け空き家取得補助金交付要綱第8の規定により通知します。

[略]

様式第3号（第10関係）

[略]

北上市若者及び移住者向け空き家取得補助金交付

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定のあった  
年度北上市若者向け空き家取得補助金について、北上市若者向  
け空き家取得補助金交付要綱第10の規定により、次のとおり請  
求します。

[略]

請求書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定のあった  
年度北上市若者及び移住者向け空き家取得補助金について、北  
上市若者及び移住者向け空き家取得補助金交付要綱第10の規定  
により、次のとおり請求します。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。